

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件二件 五七〇
- 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があつた件 五七六
- 地籍調査の成果について認証した件三件 五七六
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 五七九
- 公告
土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 五七九
- 一般競争入札を行う件 五八〇

告 示

福島県告示第六百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和六年十二月二十日から令和七年四月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十二月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデーいわき泉店 福島県いわき市泉町下川字葉師前七十九番地一ほか四十筆
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社サンデー

代表取締役 川村 暢朗

青森県八戸市根城六丁目二十二番十号

（変更後）株式会社サンデー

代表取締役社長 大南 淳二

青森県八戸市根城六丁目二十二番十号

三 変更した年月日
令和六年五月十七日

四 届出年月日
令和六年十二月十日

五 届出をした者
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和六年十二月二十日から令和七年四月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十二月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポいわき泉町 福島県いわき市下川字葉師前百十一番地一ほか

二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真船 幸夫

福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

（変更後）株式会社マツモトキヨシ東日本販売

代表取締役 高野 昌司

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号

株式会社おおつか

代表取締役 大塚 節夫

福島県郡山市喜久田字前北原五十三番百三十二号

株式会社ヨークベニマル

代表取締役 大高 耕一路

福島県郡山市谷島町五番四十二号

（変更後）

代表取締役 大高 耕一路

福島県郡山市谷島町五番四十二号

株式会社マツモトキヨシ東日本販売
 代表取締役 多田 将一
 宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号
 株式会社上州屋
 代表取締役 鈴木 健一
 埼玉県草加市栄町一丁目五番六号

- 三 変更した年月日
 - 1 株式会社ヨークベニマル
 - (一) 住所の変更 令和三年二月十一日
 - (二) 代表者の変更 令和六年三月一日
 - 2 株式会社マツモトキヨシ東日本販売
代表者の変更 令和五年四月一日
 - 3 株式会社上州屋
小売業を行う者の変更 令和六年九月二十六日
届出年月日
 - 4 届出年月日
令和六年十二月十二日
 - 五 届出をした者
大和リース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百七十五号
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年十二月二十日から令和七年四月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。
 令和六年十二月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポいわき泉町 福島県いわき市泉町下川字葉師前百十一番地一ほか
- 二 変更しようとする事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 株式会社上州屋
開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後十一時
(変更後) 株式会社上州屋
二十四時間
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前八時三十分から午後十一時三十分まで

(変更後) 二十四時間
 変更しようとする年月日
 令和六年十二月十三日
 届出年月日
 令和六年十二月十二日
 届出をした者
 大和リース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百七十六号
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
 令和六年十二月二十日

- 一 調査を行った者の名称
会津若松市
- 二 成果の名称
会津若松市南千石町の一部(南千石町第三地区)の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第六百七十七号
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、湯川村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
 令和六年十二月二十日

- 一 調査を行った者の名称
湯川村
- 二 成果の名称
湯川村大字笈川の一部、大字湊の一部(松川地区)の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第六百七十八号
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、湯川村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
 令和六年十二月二十日

- 一 調査を行った者の名称
湯川村
- 二 成果の名称
湯川村

福島県知事 内 堀 雅 雄

湯川村大字湊の一部、大字浜崎の一部(沼ノ上地区)の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第六百七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を金山町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年十二月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 井草敬雄 中丸平吉 菅家雪子 菅家フミ子 酒井隆浩 渡部虎雄 栗城梅吉 五十嵐平馬 小杜菅原神社 雪下良佐 佐藤正志 黒田梅喜 五十嵐トクノ 長谷川重治 雪下万平 中丸シン 黒田一郎 中丸キクヨ 栗城民吉 黒田泰吉 雪下與志子 黒田正夫 渡部一雄 長谷川亨 藤田勝男 栗城キミエ 富田毅 長谷川孝伊 渡部正 長谷川佐内 角田吉治 宮崎恵晤 黒川平一 長谷川由實 黒田長衛 長谷川由一 長谷川祐一 宮崎寛 雪下長三郎 宮崎貞一 黒田清喜 宮崎新一 中丸寅吉 菅家ヤエノ

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和六年農林水産省告示第九百二十四号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第六百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年十二月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 佐藤長男 佐藤文美 室井章 室井時雄 室井清紀 室井文右工門 室井文八 室井徳次 星益雄 渡部初善 渡部藤太郎 芳賀源重 芳賀キウ 芳賀一止 芳賀永八 芳賀小三 芳賀長寿 芳賀定江 芳賀藤五郎 芳賀寅八 小山ココシ 星キセ 星トクヨ 星忠吉 星芳昭 要サタ 横山宇吉 横山喜八 横山正義 横山清吾 横山

清作 横山豊吉 加藤銀雙 加藤寅次郎 鈴木儀四郎 鈴木幸三郎 鈴木又七 鈴木學造 鹿目辰吉 鈴木秀雄 株式会社レゾナック 星サク 要正 星豊次 渡部藤太郎 満田新助 五十嵐昭一 室井正 星ユリ子

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和六年農林水産省告示第九百二十五号)によること。

(森林保全課)

公 告

公告第二百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和六年十二月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称

広戸川沿岸防災溜池土地改良区

退任した役員

氏名 住所

Table with 2 columns: Name (氏名) and Residence (住所). Lists names like 勝幸, 新一, 義則, etc., and their corresponding addresses in various municipalities.

ない者であること。

- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - エ 本件入札に参加する単独の者及びグループの構成員は、他のグループの構成員として本件入札に参加していないこと。併せて、本件入札に参加するグループの構成員が、単独の者として本件入札に参加していないこと。
- (2) 単独の者の資格要件
- ア 下水汚泥をセメント原料として再利用可能な処分場を有する者であること。
 - イ 3に掲げる日までに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第1項及び第6項の規定により、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可（汚泥に係るものに限る。）を受けている者であること。
 - ウ 地方公共団体が発注し直接契約した業務委託において、令和2年度以降に当該団体が排出する下水汚泥の収集運搬及び処分業務（セメント原料化による処分に限る。）を12月以上継続した履行実績（再委託によるものを含む。）を有する者であること。
- (3) グループの資格要件
- ア グループの構成員の全てが(1)に定める資格要件を全て満たしていること。
 - イ グループとして(2)に定める資格要件の全てを満たしていること。ただし、(2)イについては、当該業務を担う者がそれぞれ収集運搬業務又は処分業務に係る許可を受けていることとし、(2)ウについては、当該業務を担う者がそれぞれ収集運搬業務又は処分業務の履行実績を有することとする。
 - ウ 収集運搬業務と処分業務を各構成員が分担し、業務を遂行する方式であること。
 - エ グループの構成員のうち処分業務を担う者は1者であること。
 - オ 連帯して業務を行う旨を定めた協定を締結していること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す一般競争入札参加資格確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を、令和6年12月27日（金）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者（グループにあつては、当該グループの代表者又はその代理人）に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により確認を受ける場合は同日同時刻までに必着とする。
- 郵便番号960-0102 福島県福島市鎌田字一本松43番地
福島県北流域下水道建設事務所総務課
電話番号024-554-2011
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において、令和6年12月20日（金）から令和7年1月10日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに令和6年12月30日から令和7年1月3日までを除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- なお、契約条項を示す書類は、福島県北流域下水道建設事務所のウェブサイトからダウンロードして入手することができる。
- 5 入札説明書等の配付
- 次により、入札説明書、業務委託共通仕様書、特記仕様書及び申請書等を配付する。
- (1) 配付期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配付場所 3に掲げる場所に同じ。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 令和7年1月14日（火）午前10時
 - (2) 場所 福島県北流域下水道建設事務所大会議室（福島県福島市鎌田字一本松43番地）
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年1月10日（金）午後5時までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に予定数量を乗じて得た額（消費税及び地方消費税分を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、会計規則第186条第1項第1号及び第2号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規則第167条第1項第1号、第2号、第4号及び第16号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県県北流域下水道建設事務所長から説明を求められた場合は、それに
応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札方法
(1) 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、単位重量当たりの収
集運搬費及び処分費の合計額並びにその内訳金額を記載すること。
(2) 最低制限価格は設定しない。
- 11 入札書に記載する金額
落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当す
る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り
捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であ
るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する
金額を入札書に記載すること。
- 12 落札者の決定方法
(1) 予定価格の制限の範囲内で、単位重量当たりの収集運搬費及び処分費の合計額が
最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(2) 落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を
決定する。
- 13 グループでの契約
(1) グループにより入札に参加した者が落札した場合には、法第12条第5項の規定に
より、収集運搬及び処分業務を分担する各構成員と個別に契約する。
(2) 業務途中において、グループの代表者変更は、これを認めない。
(3) 代表者を除く構成員のうちいずれかが業務途中において、履行不能となった場合
には、福島県県北流域下水道建設事務所長の承認を得て、当該グループの他の構
成員（以下「残存構成員」という。）が当該履行不能となった構成員の業務を履行し
なければならない。
(4) (3)の場合において、残存構成員のみでは適正な業務の履行確保が困難な場合は、
代表者は、残存構成員全員及び福島県県北流域下水道建設事務所長の承諾を得て、
新たな構成員をグループに加入させることができるものとする。
(5) 代表者が、業務途中において履行不能となった場合には、福島県県北流域下水道
建設事務所長は契約を解除することができる。
- 14 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 契約書作成の要否 要
(3) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県県北流域下水道建設事務所
長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平
成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請
を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を
破棄することができる。
(4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
(1) Nature and quantity of the services to be required: Collection and
transportation of dehydrated sludge and disposal of sludge (night delivery
No 2: conversion of sludge to raw cement materials) 1 set (Planned annual
quantity: 2,400 tons)
(2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 14 January 2025
(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 10 January 2025
(4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Ken-poku Valley
Sewerage System Facilities Construction Office, Fukushima Prefectural
Government, 43 Ipponmatsu, Kamata, Fukushima City, Fukushima 960-0102

Japan TEL 024-554-2011

(総 務 課)